

鹿児島県産品販路拡大支援事業
よくあるお問い合わせ

事業参加申請について

No.	質問	回答
1	GFPに登録している事が分かる書類とは具体的に何ですか？	ログイン後の会員ページで、企業名等のユーザー名が分かるスクリーンショット等をお送りください。
2	配分基準に記載の各審査項目は、何をもとにポイントするのですか？	実施計画承認申請時に提出いただく申請書(第14号様式)の下記添付書類の記載内容をもとにポイントをつけます。そのため、下記の書類作成時は事業実施要領に記載の配分基準を参考に作成してください。 ・事業計画書(別記第2号様式) ・収支予算書(別記第3号様式) ・自社の概要が分かる資料(会社概要等) ・直近3箇年の収支の状況が分かる資料(決算書等)
3	書類の提出方法について教えてください。	申請はメールで受け付けています。メール送信後、受領の返信を行いますが、3営業日経っても返信メールが届かない場合は、念のため事務局までお電話にてお問い合わせください。
4	申請は国ごとに必要ですか？	複数の国を対象に別々の品目で取り組むなど、取組内容が異なる場合は、それぞれをプロジェクトとして個々に申請してください。
5	配分基準における「6 事業計画の新規性」について、「意欲的な取組」とはどういったものを想定していますか？	輸出環境を取り巻く様々な海外情勢の変化に対応し、輸出先国・地域のニーズの把握、海外の実需者とのマッチング、効率的な輸送ルートの確保に対する取組を指します。例えば、米国の一連の関税措置により生じた需要減少への対応に係る取組など幅広い取組も含まれます。 ※ 需要減少が見込まれる米国の現地系事業者や消費者の関心を保つための普及啓発策、需要減少する米国の代替として輸出実績がこれまでなかった輸出先国への新規販路開拓等

事業の実施について

No.	質問	回答
1	事務局からの支援金交付決定通知が到着する前に、事業に着手したい場合はどのようにしたらいいですか？	やむを得ない事情により支援金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ事務局までご連絡ください。事務局の指示のもと事情が考慮された場合は、交付決定前着手届(第8号様式)を事務局までご提出いただきます。
2	実施計画に変更が生じた場合はどうしたらいいですか？	交付決定された支援金額の30%を超える減となる場合は、第5号様式により変更申請を行なってください。添付書類は次のとおりです。 ①事業変更計画書(第2号様式) ②変更収支予算書(第3号様式) 事業者からの申請を確認した後、事務局より支援金変更交付決定通知(第6号様式)を通知します。

事業経費について

No.	質問	回答
1	対象外となる経費は何ですか	①消費税及び地方消費税 ②交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの ③通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバ、調理器具等の購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ④電話料金、インターネット利用料金等の通信費 ⑤雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当、謝金等 ⑥金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く) ⑦コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費 ⑧飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用 ⑨上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

実績報告について

No.	質問	回答
1	支援事業実績報告書(別記第9号様式)の提出にあたり添付が必要な、実績書の内容を裏付ける書類とは何ですか？	事業経費の内、補助対象経費に係る経費を証明する領収書や請求書のほか、輸送費の場合はコンテナパッキングリスト、伝票等の控え、イベント出展の場合は会場写真等、実施した事が分かる資料の提出が必要です。詳細は事業説明会で配布するマニュアルをご確認ください。

鹿児島県産品販路拡大支援事業 事務局

(電話) 080-9067-1920 / (FAX) 099-250-1255

月曜から金曜まで 午前9時～午後5時(土日祝/年末年始12/29～1/3除く)